

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例に基づく 犯罪被害者等支援計画に関する規定

●京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（抜粋）

(府の責務)

第3条 府は、市町村及び府民等と連携及び協力をして、犯罪のない安心・安全なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援に関する計画を策定し、総合的な施策を実施する責務を有するものとする。

2 府は、前項の計画の策定及び施策の実施に当たっては、国、市町村、関係団体等との連絡調整を緊密に行うものとする。

3 略

●京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（抜粋）

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、府政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定めること等によって、府民の視点に立った総合的かつ実効性の高い府政の更なる推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「基本計画」とは、次に掲げる計画で規則で定めるものをいう。

(1) 府政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画その他これに類するもの

(2) 府政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画その他これに類するもので、計画期間が原則として3年以上のもの

(議会の議決)

第3条 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

●京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例施行規則（抜粋）

京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(平成20年京都府条例第11号)第2条に規定する規則で定める計画は、同条第1号に該当するものにあっては別表第1に、同条第2号に該当するものにあっては別表第2に掲げるものとする。

(別表第2)

1 略

2 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例(平成16年京都府条例第42号)第3条第1項に規定する犯罪のない安心・安全なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援に関する計画

3~10 略